

第4次再審裁判弁護団長

日下部長作先生逝去

横浜事件 再審裁判を 支援する会



- 元日弁連副会長
- 元横浜弁護士会会長

(2頁に大川隆司先生の追悼文)

▼第2次再審請求につき第4次でも弁護団長を引き受けてくださったっていた日下部長作先生が、さる6月4日、肝臓がんのため逝去されました。七八歳でした。

▼8日通夜、9日告別式が、ご自宅のある小田原市内で行われました。告別式では、日弁連の梶谷会長、

横浜弁護士会の高橋会長により弔辞が読まれました。

生涯を通じて「法と正義」のために挺身され、横浜教科書訴訟の弁護団長などのほか、オウム関連事件の坂本弁護士一家拉致殺害事件では「坂本弁護士と家族を救出する全国弁護士の会」の会長も務められました。

弁護団、裁判長・検事と面談

審理の促進と検事意見の説明を求める

さる5月18日、弁護団の大川、佐藤、横山、藤田、竹田、大東弁護士と請求人の小野さんは横浜地裁に出向き、松尾昭一裁判長と上原美子裁判官、及び大橋充直検事と面談し、審理の促進と、あわせて昨年に出された検事意見書に対する

弁護団反論書についての見解を求めました。

なお検事意見書に対しては、すでに提出済みの反論書に加え、6月22日、さらに「求釈明書」を提出しました(3ページに要約)。

No.51

2004. 8. 1

[事務局]
〒101-0064
東京都千代田区
猿楽町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

▼2ページに掲載した大川弁護団事務局長の追悼の記に、日下部長は「団結の象徴」としてでなく自らも常に「戦闘要員」の一人として参加されたとありますが、たとえ横浜事件でも、昭和10年以降の細川嘉六論文を事務局で手分けして読んで要約を作成したさいも、日下部長先生は最も長大な論文の要約を自ら引き受けられたのでした。

横浜事件を通じて昭和史の暗部を解明する事業に、最後まで執念を燃やしておられました。志なかばで逝去されました。

心からご冥福をお祈りします。

日下部長作先生を送る

大川 隆司

「日下部長作先生の訃報が、今日の新聞に出てます」という知人の電話で、私は先生の死を知った。

昨年11月、先生の事務所から巣立っていった方々の肝煎りで、先生の「喜寿の祝い」が横浜で盛大に開かれた時に、お元氣な姿を見ているので、先生が亡くなったということが、にわかには実感できなかった。

今さら言うまでもなく、横浜事件と日下部先生とは、第1次再審請求のはじめから深い御縁がある。第1次再審請求の申立て自体は、森川金寿、関原勇、芦田浩志の三先生によって、86年7月になされたが、三先生とも東京に事務所を構える方々であった。

申立て後の実務的なサポートをする弁護士を横浜で結成してくれ、と森川先生から声をかけられたと

きに、私がまず頼ったのは日下部先生だった。

「横浜弁護士会の良心」と言われる日下部先生が立つことによって、そのまわりに人が集まる、という法則があるのだ、ということ、横浜に登録換えをしたばかりの私は、先輩から教えられ、その指示に従った訳である。

第2次再審(94・7・00・7)では弁護士長を引き受けられたが、この事件が最高裁に係属中に、日本弁護士連合会の人権委員会に取り上げてもらうことができたのも、日下部先生の御尽力による。

佐藤博史先生が中心となって、新しい視角に基づいて第4次再審の申立て(02・3)をすることができたのも、日下部先生という仲人が居てくださったからだと思う。

日下部先生は一九二六年4月に



▲横浜での記者会見。左・大川先生、右・日下部先生

戦争に反対する「立場を貫いてきた」という先生の言葉に異議をとなえる人はいないであろう。

先生は小田原市役所勤務のかたから中央大学夜間部に通い、34歳で弁護士の登録をされた。それから10年目の70年7月に家永教科書訴訟の杉本判决が下る。この判決を軸として、国民の教育権を学ぶ連続講演会を横浜弁護士会が主催したが、その仕掛人は日下部先生だった。

家永氏のあとをついで高嶋伸欣氏が93年に横浜教科書訴訟を提起したときも、日下部先生が弁護士長を引き受けられた。

米軍のファントム機が墜落して横浜市民の命を奪ったのに対して提起された国家賠償請求訴訟(80・9・87・3)の弁護士団を率いたのも日下部先生だった。

横浜弁護士会が取り組んだ事業『資料・国家秘密法』(87)、『ゾルゲ事件判決を読む』(97)の刊行の推進力も、日下部先生と「日下部学校」の生徒たちだった。

小田原で生まれ、敗戦の年には横浜高等商業(現、横浜国大経済学部)の2年生として、横浜大空襲を体験された。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という日本国憲法の前文がもつ「珠玉のように美しい響き」に感激し、「それから私はすべての戦争に反対するローカル誌に書かれている(03年4月)。

そのほか、いちいち挙げればキリがないが、日下部先生はこれらのプロジェクトに関し、単に「団結の象徴」としてかかわるのではなく、みずから戦闘要員としてエネルギーギッシュに参加されるのであった。

残念ながら私にとっては「伝説」ではないが、40歳台までの先生は酒豪としても有名で、終電過ぎまで横浜で飲んだあと、バーテンに運転させて小田原に御帰館にな

る、ということも珍しくなかったらしい。

富山県泊の現地調査(02・7)に参加された先生は、「僕は一生分の酒量を若いうちに飲み尽くしたから」と言って、まじりけないウーロン茶を飲んでおられた。

日下部先生の思想と聲咳に接した私たちには、先生の思想とエネルギーを継承する責任があると思えば、そのときの温顔を目に浮かべながらも肅然とせざるをえない。

検事に対し「求釈明書」を送る

— 検事主張の無根拠をつき、審理促進をはかる

弁護団は、本年6月22日付けで検察官の意見書(03年8月4日)につき、「求釈明書」を裁判所に提出しました。右検事意見書に対しては、請求人の「意見書」(03年10月23日)、

見書の不備や誤謬をあらためて批判しつつ、審理の促進をはかつて検事の「釈明」を求めたわけですから、概略を紹介します。

弁護団の「反論書」(04年2月13日)が提出されていますが、本年5月18日の三者協議(弁護団、裁判所、検

① 検察官の意見書は、細川嘉六論文の内容とは無関係に起草されたものではないのか。

察官)の成果を踏まえ、検察側の意

検察官は細川論文を「世界史ノ

動向ト日本」と片カナ書きで表記している。しかし、細川論文は全文ひらがな書きであり、検察官意見書は誤記である。原判決書が全文片カナ書きであるため、検察官はそのまま引用したのかもしれない。細川論文を一読もしないで、意見書を起草するなど、あつてはならないことである。

② 小野康人・予審終結決定、細川嘉六・第八回・第九回予審尋問調査、橋本進論文(『世界』掲載)、平櫛少佐(当時、陸軍報道部員)手記の、新証拠としての新規性・明確性に関する検察官の意見は、どのようなものか。

検察官意見書は、請求人側が提出した新証拠のうち、「泊会議」写真9葉と、細川論文鑑定書3通について述べただけで、ほかについては沈黙している。見解を示されたい。

③ 検察官は、「細川の論文執筆・掲載行為は、日本共産党の存在とは無関係に、コミンテルンと直接的に結

びついて、その目的遂行行為に当たり得る」とも主張したのか。仮にそうだとすると、そのような法解釈が成り立つことを説いた当時の文献を明らかにされたい。

検察官は、当時のコミンテルンの存在は、弁護人も認めているところで、それは有罪認定の前提となる結社の一つは存在していたことを意味する、従って日本共産党の存在とは無関係でも有罪認定をし得るという論理を述べる。こんな論理は当時においても見当たらない。

④ 検察官は、「日本共産党が既に一九三五年の段階で壊滅状態になり、一九四一年当時存在しなかったこと」を否定するのか。仮にそうだとすると、そのことを裏づける文献を明らかにされたい。

検察官は、細川論文執筆・掲載当時、日本共産党は既に存在していなかったという弁護団の指摘に対し、そのことを裏づける新規・明確な証拠が示されていない、という。

しかし、共産党が一九三五年段階で壊滅状態になったことは、歴史事実として確認されており、治安当局も認めるところで、検察官の主張は、歴史を欺くものである。

⑤検察官は、泊会議が党再建準備会ではなかったことを認めるのか。仮にそうだとすると、治安維持法の構造に照らし、細川論文の執筆・掲載行為が、治安維持法第一条、第一〇条の目的遂行行為に該当することは、と考えられるが、この点に関する検察官の意見は、どのようなものか。

検察官は、弁護側の泊会議の虚構性指摘に対し、原判決における論文掲載の有罪認定は、泊会議の有無とは無関係に行われているから、右指摘は意味がない、という。しかし、論文掲載が、党再建準備行為と結び付かなければ、治安維持法第一条、第一〇条の目的遂行行為に該当することはないのであって、弁護側は、まさにこの点を問題にしているのである。

しかも、予審終結決定で犯罪として掲げられた泊会議を、判決において認定しなかったことは、裁判所自体が、泊会議を虚構と認定したことを意味する。泊会議の崩壊は、細川論文の掲載等が、第一条、第一〇条の目的遂行行為であることの崩壊に直結するから、予審終結決定そのものが、新証拠になると、弁護側は主張するものである。

⑥検察官は、泊会議が慰労会にすぎなかったとしても、そのことで党再建準備会が存在しなかったとの結論は出せないし、スナップ写真真は偽装のための撮影とも考えられる、という。こういう意見は、検察官の単なる推測を述べたものにもすぎないものなのか、それとも具体的な証拠をもって述べたものなのか。仮に後者とすれば、具体的な根拠を明らかにされたい。

旧刑法訴法事件の再審請求審においても、「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則が当てはまる

ことは、判例が示すところである。したがって、泊会議が党再建準備会であることの立証責任は、検察官にあるのであって、請求人にあるのではない。請求人は泊会議に党再建準備会説に合理的な疑いを生じさせる新規・明確な証拠を提示すれば足りる。それどころか、確定判決は、削除によって、泊会議の虚構を黙示的に認定しているのではないか。

⑦そもそも検察官は、泊会議が党再建準備会でなかったこと、及び当時、泊会議以外に党再建準備会が存在していなかったこととの立証責任が、請求人にあると主張するのか。あるいは、検察官は、泊会議が党再建準備会だったこととの立証責任は検察官にあり、泊会議以外の党再建準備会の存在は、本件再審請求で問題にする余地がないことを認めるのか。

*

「最後に、貴裁判所は平成一六年五月一八日の三者協議の席上、貴裁判

所の現在の構成で、本件横浜事件第四次再審請求についての判断を下したいとの態度を表明された。貴裁判所の積極的な姿勢として高く評価するが、そうであればなおのこと、しかるべき期限を設けて、本求釈明書に対する検察官の釈明を求められたいと考える」

カンパを寄せられた方々

〔12月〕実方義男〔3月〕永田誠〔4月〕清水英夫 永田誠〔5月〕永田誠 石坂悦男〔6月〕栗原彬 永田誠 横川定司 (敬称略)

入会の申し込み・会費納入先

〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8
松村ビル401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066
〈年会費〉個人：2000円、団体：5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」